

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、市が定める基準に該当する方は、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)をお持ちでなくても、税法上の「障害者控除」を受けることができます。

ただし、市が発行する認定書が必要となりますので、介護福祉課高齢福祉係まで申請手続にお越しください。※基準を満たさない場合は、認定書を発行できない場合があります。

◇**対象者** 市に在住する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

○障害者手帳に準ずる障害をお持ちの方

○食事・排泄等の日常生活に何らかの介護が必要な方

※「特別障害者」に該当する障害者手帳(身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)をお持ちの方は、申請不要です。

※「特別障害者」に該当しない障害者手帳をお持ちの方でも、市の認定書により「特別障害者」の控除を受けられる場合があります。

◇**障害者控除額** (所得から控除される金額)

控除区分	所得税(国税)	住民税(市・県民税)
障 害 者	27万円	26万円
特別障害者	40万円 ★同居加算35万円あり	30万円 ★同居加算23万円あり



◇**申請に必要なもの**

①介護保険被保険者証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認できるもの

※ 認定書は、約1週間後に送付します。

※ 「障害者控除」を受ける場合には、毎年申請していただく必要があります。

◇**申し込み・問い合わせ** 介護福祉課高齢福祉係 ☎0738-23-5851

もの忘れ 無料相談会

「最近、もの忘れをする…」「あれっ、と思うことがふえた」「これからのことが心配…」でもどこに相談すればいいのかわからない。そんな不安をお持ちの方、ぜひお気軽にご相談ください。

※ご家族の方の相談も可能です。

※すでに認知症の診断を受けている方もお気軽にご相談ください。

※認知症疾患医療センターの専門員による相談会です。医師の診察ではありません。

※事前予約が必要ですので、地域包括支援センターまでお申し込みください。

◇**日 時** 平成30年1月23日(火) 13時30分～15時

◇**場 所** 福祉センター

◇**定 員** 申込順 3組

◇**申込締切** 1月19日(金)

◇**相談時間** 20分程度

◇**申し込み・問い合わせ** 地域包括支援センター ☎0738-23-5851

(御坊市役所2階⑩窓口)

